

京都市告示第 5 号

地方自治法第 231 条の 2 第 6 項の規定に基づき、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで、次の者を指定代理納付者に指定し、京都市ふるさと納税寄付金の代理納付事務を委託します。

令和 3 年 4 月 1 日

京都市長 門 川 大 作

1 指定代理納付者の名称等

名称及び代表者	住所
株式会社 トラストバンク 代表取締役 川村憲一	東京都渋谷区渋谷二丁目 24 番 12 号
京銀カードサービス株式会社 代表取締役 田中 晴男	京都市下京区烏丸通七条下る 東塩小路町 731 番地
京都クレジットサービス株式会社 代表取締役 多賀野 博一	京都市下京区烏丸通七条下る 東塩小路町 731 番地
楽天株式会社 代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史	東京都世田谷区玉川一丁目 14 番 1 号
ベリトランス株式会社 代表取締役執行役員社長 篠 寛	東京都渋谷区恵比寿南 3-5-7 デジタルゲートビル 10 階
PayPay 株式会社 代表取締役社長執行役員 CEO 中山 一郎	東京都千代田区紀尾井町 1-3
株式会社アイモバイル 代表取締役社長 野口 哲也	東京都渋谷区桜丘町 22-14 N. E. S. ビル N 棟 2 階

2 指定代理納付者による代理納付を認める歳入の種類

京都市ふるさと納税寄付金（インターネット等による公金支払いの方法により代理納付されるものに限る。）

(行財政局総務部総務課)